

一般社団法人鳥取県指定自動車学校協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人鳥取県指定自動車学校協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を鳥取県鳥取市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、会員相互の緊密な連絡協調により、県内の指定自動車教習所（以下「学校」という。）における自動車運転教習の水準を高め、善良にして優秀な自動車運転者の育成を図るとともに、安全運転についての普及啓発を行い、もって交通の安全に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 交通安全に関する諸施策
- (2) 関係官公庁及び関係諸団体との連絡協調
- (3) 学校職員の教育研修
- (4) 学校運営の合理化に関する調査研究
- (5) 自動車運転教習の内容、方法及び施設等に関する調査研究
- (6) 優秀学校及び学校職員等の表彰
- (7) 自動車運転の教習に関する図書、教材等の斡旋及び共同調達
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(法人の構成)

第5条 この法人は、次の会員をもって構成する。

- (1) 正会員 この法人の事業に賛同して入会した学校の設置者及び管理者
- (2) 特別会員 この法人に特に功労のあった者又は学識経験者等で総会において推薦された者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会において別に定める入会申込書を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の入会の申込を受理したときは、理事会をすみやかに開催しその可否を決議しその旨を本人に通知する。

3 新たに入会の承認を得た正会員のうち学校の設置者は、入会金を納入しなければならない。

4 入会金の額は、理事会の決議を得てこれを定める。

(会費)

第7条 正会員のうち学校の設置者は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 会費の額は、事業年度毎に定時総会の決議を経てこれを定める。

3 この法人の運営上、特に必要があると認めるときは、総会の決議を得て正会員のうち学校の設置者から臨時に会費を徴収することができる。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 総 会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額及び支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として、毎年度5月に年1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会

員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設置)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 4名以上6名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長とする。

3 会長以外の理事のうち2名を副会長とし、1名を専務理事とする。

4 第2項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、前項の専務理事をもって一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務

を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。（業務執行以外の職務に限る。）
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 5 会長及び専務理事は、毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第23条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事が任期の満了又は辞任で退任することにより、第19条第1項に定める定数に足りなくなるときは、当該理事又は監事は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

（役員の報酬等）

第25条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の額及び支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（役員の実任の免除）

第26条 この法人は、一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令の定

める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することが出来る。

第6章 理 事 会

(構成)

第27条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職
- (4) その他法令及び定款で定められた事項

(招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順位により副会長が理事会を招集する。

(議長)

第30条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 前項の規定にかかわらず、会長は、副会長を指定し、理事会の議長を委ねることができる。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の4分の3以上が出席し、その3分の2以上をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、当該決議すべき提案について可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第33条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第34条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎年事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類は、当該事業年度が終了するまでの間、主たる事務所に備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 事務局

(事務局)

第36条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長ほか必要な職員を置く。

3 事務局の職員は、理事会の決議を経て会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

第9章 代表者会及び専門委員会

(代表者会)

第37条 この法人に代表者会を置く。

- 2 代表者会は、この法人の運営に当たり各学校との連絡調整を行い、重要事項は理事会に報告する。
- 3 代表者会は、正会員の中から各学校の代表者として理事会に届出た者及び専務理事をもって構成する。
- 4 代表者会の議事の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により会長が別に定める。

(専門委員会)

第38条 この法人の事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議を経て、会長の諮問機関として専門委員会を置く。

- 2 専門委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第10章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第39条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第40条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第41条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

- 2 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由により前項の電子公告をすることができないときは、鳥取県において発行する日本海新聞に掲載する方法による。

第 11 章 雑 則

(委任)

第 43 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人法及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は、池内勝彦とする。同法人の最初の業務執行理事は、福田憲照とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記及び一般法人の設立の登記を行ったときは、これらの登記を行った日が 4 月 1 日である場合を除き、第 33 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を当該日に属する事業年度（以下「旧事業年度」という。）の末日とし、設立の登記の日を旧事業年度の翌事業年度の開始の日とする。

この定款は、平成 25 年 4 月 1 日（附則 設立登記の日）から施行する。